

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	令和3年7月30日
【発行者の名称】	クボデラ株式会社 (KUBODERA CO.,LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 窪寺 伸浩
【本店の所在の場所】	東京都中野区野方四丁目44番10号
【電話番号】	03-3386-1153
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 榎本 稔
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堆 誠一郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。 名称:株式会社証券保管振替機構 住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	クボデラ株式会社 https://kubodera.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に「第一部 第34【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月
売上高 (千円)	1,520,035	1,632,723	1,579,968
経常利益 (千円)	8,607	8,268	18,161
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	2,832	△11,669	10,440
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	107,000	107,000	107,000
発行済株式総数 (株)	2,158,400	2,158,400	2,158,400
純資産額 (千円)	149,778	137,796	148,323
総資産額 (千円)	1,481,475	1,731,536	2,174,288
1株当たり純資産額 (円)	69.39	63.99	68.88
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	1.42	△5.41	4.85
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.11	7.96	6.82
自己資本利益率 (%)	2.03	—	7.30
株価収益率 (倍)	42.23	—	18.56
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△83,380	△87,011	△86,353
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△78,720	△192,821	△215,930
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	142,959	249,281	362,383
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	105,247	74,446	134,570
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	28 [1]	30 [1]	28 [4]

(注)1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 第14期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第15期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 第15期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第14期、第15期及び第16期の財務諸表についてPwC京都監査法人の監査を受けております。
9. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2 【沿革】

当社は、平成28年9月に、マルトミホーム株式会社を存続会社、旧クボデラ株式会社を消滅会社として合併しております。実質的存続会社である旧クボデラ株式会社の沿革は以下のとおりです。なお、(1) 現代表取締役である窪寺伸浩の祖父及び父の創業からのクボデラ株式会社前史と、(2) クボデラ有限会社設立以降の二つに分けて記載しております。存続会社であるマルトミホーム株式会社の沿革は、別表にて記載します。

(1) クボデラ株式会社前史

年 月	沿 革
昭和20年9月	窪寺金太郎、正明により東京都中野区沼袋にて創業。(※1)
昭和25年8月	法人として株窪寺材木店を設立。
昭和36年4月	当時日本国内であまり前例のない台湾桧の製品輸入を開始。
昭和37年6月	東京都練馬区に台湾桧専門倉庫設立。
昭和39年2月	市売木材(株)(現ナイス(株))の相模原市場に進出。(※2)
昭和39年8月	埼玉県秩父市に「秩父木材理学研究所」を設立し、防虫防腐の木質建材「カラ一羽目板(※3)」を開発販売。 台湾桧とカラ一羽目板は当社の売上の両輪となる。
昭和46年4月	埼玉県川越市南大塚を中心に分譲住宅販売。 社名を株クボデラに変更。
昭和47年4月	台湾桧の神棚の生産開始。 タイよりチーク材、チークドアの輸入開始。
昭和49年1月	東京都中野区野方に新社屋完成。
昭和49年6月	窪寺和子が代表取締役に就任。
昭和56年5月	(株)クボデラが木材事業撤退。

(2) クボデラ有限会社設立以降

昭和56年6月	株クボデラの木材事業撤退にともない、同事業を継承のため、クボデラ(有)を設立。資本金1,000万円。大寺博が代表取締役に就任。
平成7年8月	窪寺伸浩が代表取締役に就任。 中国から木材の直接輸入開始。
平成16年9月	さいたま市南区内谷に造作プレカット(※4)工場を設立(現首都圏サービスセンター)。
平成19年3月	(社)東京都信用金庫協会より優良企業優秀賞として表彰される。
平成22年9月	日本の杉、桧の間伐材を利用した集成材を中国にて生産開始。この事業構造が東京都の経営革新事業(※5)に承認される。

平成24年3月	木材表示推進協議会より合法木材供給事業者に認定される。
平成25年7月	横浜市に横浜販売所開設(現在は川崎市)。
平成27年5月	「里まちネットワーク」に参加、国土交通省「地域化住宅グリーン化事業」(※6)に認定される。
平成27年6月	埼玉県においてものづくり補助金の交付を受け、モルダー機(※7)を増設。これを機に首都圏サービスセンターの生産設備を拡大。
平成28年3月	有限会社から株式会社へ組織変更。
平成28年5月	神奈川県相模原市に約1,000m ² の倉庫を取得。
平成28年9月	関係会社マルトミホーム㈱を存続会社、旧クボデラ㈱を消滅会社として合併。

※1 窪寺金太郎は現代表取締役窪寺伸浩の祖父、窪寺正明は現代表取締役窪寺伸浩の父であります。

※2 木材の卸売を目的とする木材市場の中に専門問屋として加盟、出店しました。

※3 現在のモルタルが普及する以前は外壁材は木質系が主流でありました。「カラー羽目板」は、ラワンの羽目板(壁材)を防虫防腐処理し、塗装したものであります。

※4 造作プレカットとは、大工職人がノミやカンナ等で木材を削っていたものを、工場において機械でつくることであります。建築現場で大工職人が取り付けるだけの状態にまですることが可能になりました。

※5 各地方自治体が、革新的であると認めた事業、商品を認定し、認定された企業には融資や補助金交付において有利にはたらく等の利点があります。

※6 地域における木材住宅生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、中小住宅生産者等が関連事業者と連携して事業にあたる場合、基準を満たしたグループに認定されます。認定されたグループは、グループごとに定められた共通ルールに基づく木造住宅建設を行う場合に、費用の一部の補助を受けることができます。

※7 モルダー機は、造作プレカット加工機の一種であります。4面または6面を同時に指定した幅、厚みに削ることができます。また、刃型を変えることによって、様々な形状に加工することができます。

存続会社であるマルトミホーム株式会社及びクボデラ株式会社の沿革は、以下のとおりであります。

平成17年7月	東京都大田区北千束にマルトミホーム㈱設立。資本金1,500万円。窪寺伸浩が代表取締役に就任。
平成17年9月	「住まいの教室」(※8)を開始。以降、公表日現在までに208回開催。
平成23年1月	NPO法人「幸せな家庭環境をつくる会」(※9)東京中央支部を設立。
平成27年5月	「里まちネットワーク」に参加、国土交通省「地域化住宅グリーン化事業」(※6)に認定される。
平成28年9月	マルトミホーム㈱を存続会社、関係会社旧クボデラ㈱を消滅会社として合併。同時に社名変更し、クボデラ㈱となる。資本金9,800万円。代表取締役は窪寺伸浩。
平成29年6月	相模原販売所がナイス㈱相模原市場から撤退し、自社の事務所及び倉庫にて営業開始。
平成29年6月	首都圏サービスセンターが製材等JAS認定事業者(※10)の認定を受ける。
平成29年10月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場。
平成30年11月	神奈川県厚木市に相模原販売所の第2倉庫を開設。
平成31年4月	第三者割当増資を実施。資本金10,700万円。
令和3年3月	本社を東京都中野区野方に移転。
令和3年3月	住宅事業部事務所が入るウッディグレイス目黒洗足ビルが竣工。

※8 エンドユーザー向けに開催される、幸福を生む住まいづくりと間取りの勉強会であります。

※9 家庭の基礎要因である「家族」、「住まい」、「経済」、「ライフサイクル」を中心に、「幸せな家庭環境」の研究とシステムづ

くりを目的として設立された全国組織の特定非営利法人であります。「積み木100万個」運動と題し、桧で作られた積み木を幼稚園、保育園等に寄贈したり、自社内で積み木遊びを題材としたワークショップを開催したりするなどの活動を行っております。

※10 一定の技術的水準に適合するなど信頼性が確保されるとして、農林水産大臣より承認された事業者へ与えられる農林規格であります。当社の認定の区分と番号は「JLIRA-B・23・04」であります。

3 【事業の内容】

住宅事業を営むマルトミホーム株式会社は、平成28年9月に旧クボデラ株式会社と合併いたしました。旧クボデラ株式会社は、その前身から数えると木材を扱って70余年になり、「木」を通じた住環境・事業環境・教育環境と人間の調和を目指し、国内外木材及び木質建材の輸入卸売の事業を営んできました。現在の事業部体制については、木材を中心とした建築資材の卸売を行う木材事業と、住宅販売やリフォームを行う住宅事業の大きく二つに分かれております。二つの事業内容については以下のとおりとなります。

(1) 木材事業

木材事業は国内外より木材の調達を行い、加工を施して卸売業者、小売業者、建築業者等へ販売する事業であります。木材事業部は70余年の歴史があり、杉や桧をはじめとする国産材及びスプルスやヘムロック等の海外材といった様々な造作材(※1)及び構造材(※2)を取り扱っております。当社では提供する商品品質に強くこだわりを持ち、製材等JAS認定事業者の認定を受けております。現地生産者からの直接輸入後は当社首都圏サービスセンターでの在庫管理及び加工・出荷を行っております。木材選定から在庫管理、加工、出荷まで一貫して提供する体制が整えられているため、当社が納得できる商品のみを顧客へ提供することができております。

(※1) 造作材(無垢)

建築内部の仕上げ材・取り付け材の総称で、天井・床・棚・階段のほか、和室における鴨居・敷居・長押・框や、洋室におけるドア枠・沓擦り・ケーシング、笠木等に使われており、化粧材とも呼ばれております。

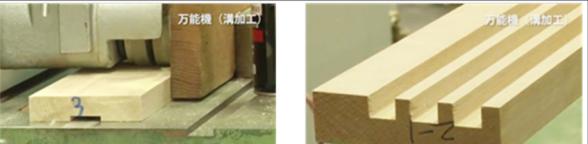
(※2) 構造材

建物を構築するための骨組みになる部材で、柱、梁、土台、桁、筋交等が構造材にあたります。

木材事業の主な事業内容は「① 造作プレカット事業」、「② 無垢造作事業」、「③ 木材建材事業」、「④ 神棚上棟事業」の4つに分かれます。それぞれの事業内容については以下のとおりであります。

(1)-① 造作プレカット事業

海外及び国内の木材業者から仕入れた造作材について当社で加工を行い、国内の卸売業者及び小売業者へ販売する事業であります。一般的には大工職人や工務店等が現場に応じて行う造作材加工を、当社は自社設備と培ってきた技術によって、現場で即時施工が開始出来る状態までの加工を行い、顧客へ納品しております。造作プレカット事業は当社事業の中でも最も顧客へ付加価値を提供できる事業であります。かつては、大工職人が下小屋などで木材の選定から加工まで手作業で行い、それを材木屋が現場まで配達し、大工が取り付けるといった一連の流れがありました。昨今、大工職人が減少してきている中で、当社の造作プレカットを用いることによって、対応範囲も木材一丁から、施設一棟(例えば、埼玉県の杉戸統合幼稚園・保育園複合施設など)まで対応できる体制を整えております。造作プレカット事業の加工工程と当社の持つ設備は以下のとおりであります。

<p>①木取り 【手作業】 製材の前段階でサイズや品質を決める</p> 	<p>⇒</p>	<p>②製材 【リップソー】 材料の幅を決める機械</p> 
<p>③削る 【モルダー】 最大6面を削る機械。簡単な溝を付けることも可能</p> 	<p>⇒</p>	<p>④溝付け 【万能機】 一台で全ての工程を行なうことが可能</p> 
<p>⑤仕上げ 【サンダー】 表面に磨きをかけ、キレイに仕上げる</p> 		

(1)-(2) 無垢造作事業

主に海外の木材業者と、国内の木材商社から仕入れた造作材を当社では加工を加えず国内の卸売業者及び小売業者へ販売する事業であります。国産杉、桧、タモ、ナラ、チーク、アガチス、ラワン、スプルス、ヘムロック、雲杉、米ヒバ、ピーラ等の、様々な厚み、幅、長さの平割(板状の木材)を在庫として保有しております。

(1)-(3) 木材建材事業

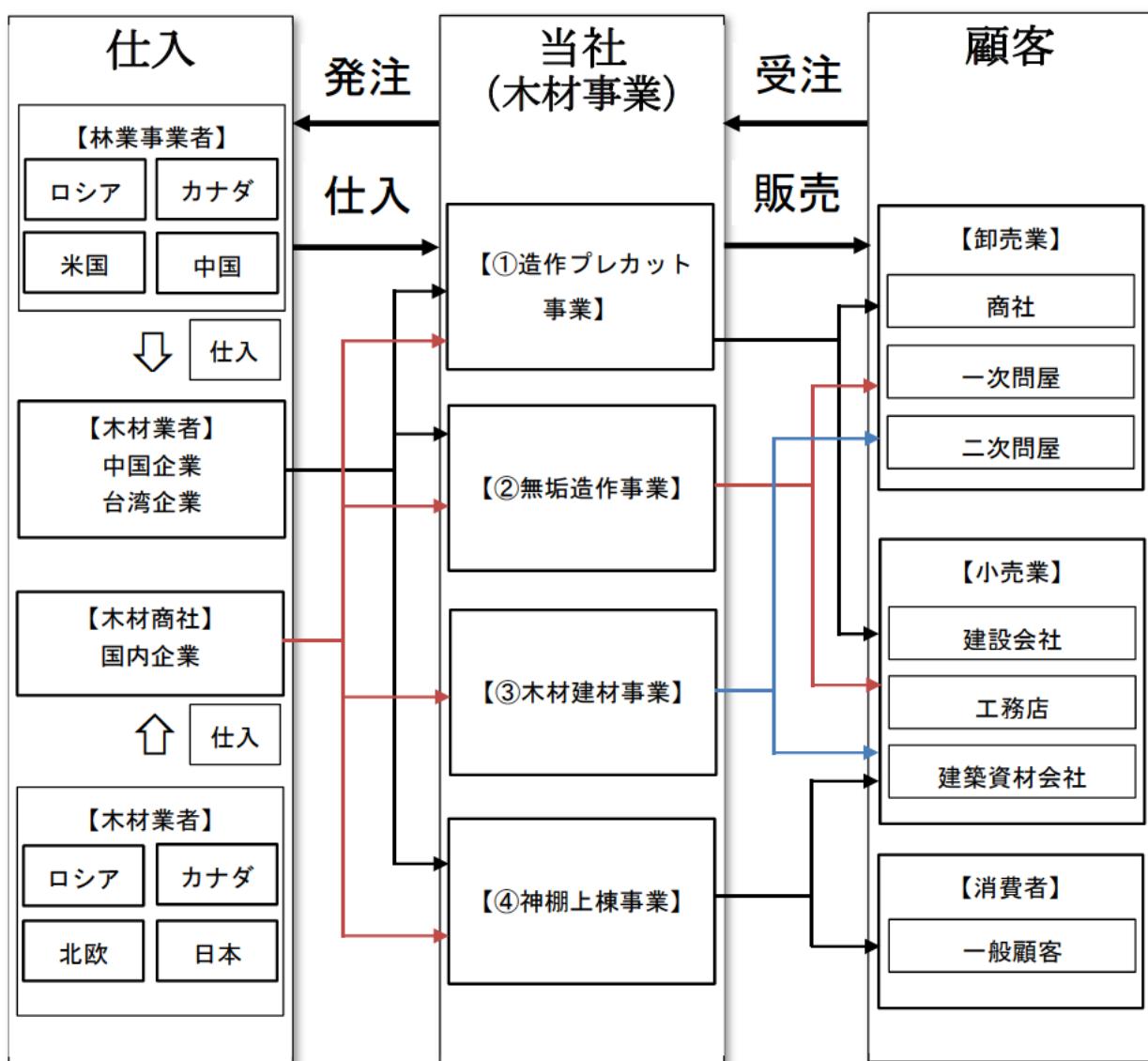
国内の木材産地の製材所、木材商社及び問屋から仕入れた内外の木材を国内の卸売業者及び小売業者へ販売する事業であります。主に、建造物の構造材や下地材として用いられる木材や建材を販売しております。構造材は建造物の中で最も多くの木材を使用する部分であります。顧客は材木問屋や木材小売業者のみならず、建設会社や工務店等も含み多岐に渡っております。当社は70余年もの間、国内の生産者や木材商社等幅広い企業とのネットワークを構築してきており、顧客の要望する木材を柔軟かつ迅速に提供する体制を整えております。

(1)-④ 神棚上棟事業

神棚を製造販売する事業であります。販売は主にインターネットを通じて顧客への直接販売を行っております。神棚の企画、デザインは自社で行い、品質管理は海外でのOEMにより行っております。樹齢千年を超える台湾桧等の天然木を使った神棚づくりの実績は50年にも及びます。



木材事業の説明を事業系統図によって示すと次のようにになります。



(2) 住宅事業

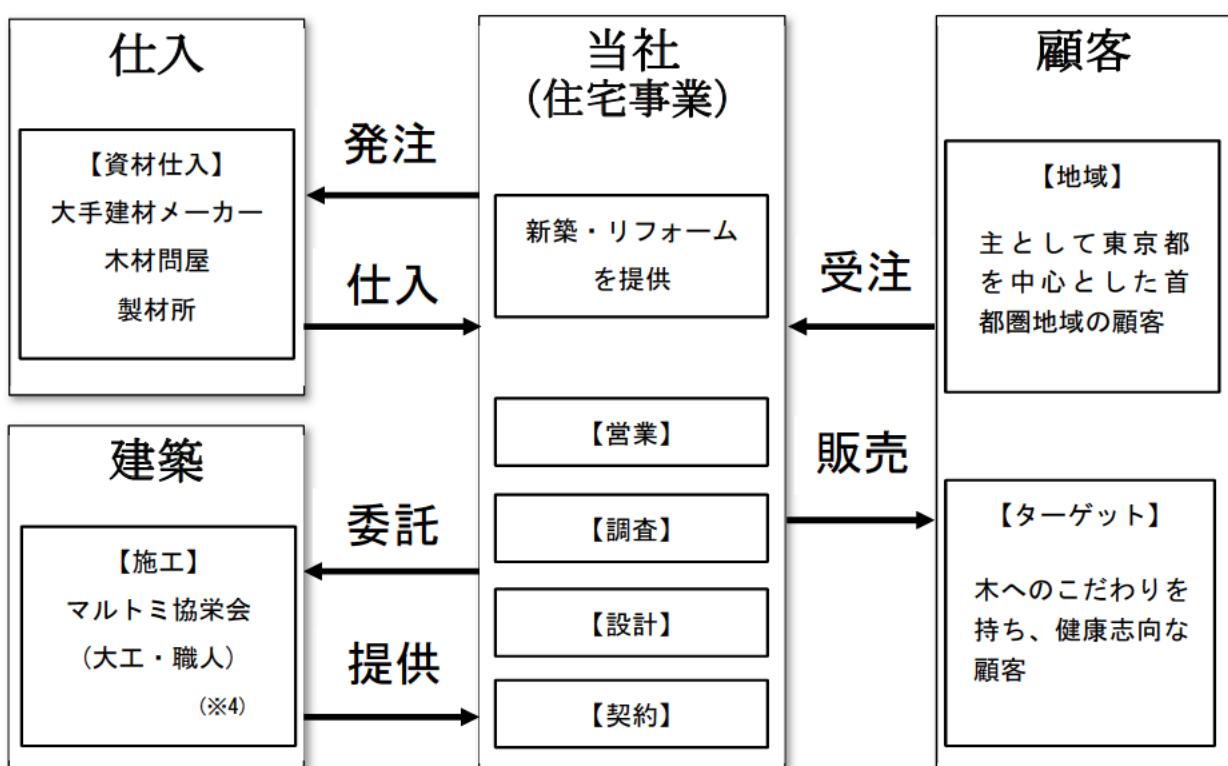
住宅事業は、注文住宅やリフォームを提供する事業であります。平成 17 年 7 月にマルトミホーム株式会社として創業し、平成 28 年に関係会社であった旧クボデラ株式会社と合併いたしました。創業当初から「幸福を生む住まいづくり」を企業理念に事業を営んで参りました。昨今の大手ハウスメーカーとは異なり、当社は木材事業で持つ「本物の木へのこだわり」と長年培ってきたプランニング(間取り設計)のノウハウを活かした住宅提供が大きな特徴であります。ターゲット顧客は首都圏を中心とした健康志向の、木をふんだんに使った家を求められる施主となります。営業面においては顧客との信頼関係を第一に考え、顧客への「住まいの教室(※3)」の開催や顧客が納得のいくプランニングができるまで話し合いを行うという営業姿勢で臨んできました。それ故、当社の顧客の 8 割以上はOB顧客からの紹介となっており、また契約後の引き渡し後のクレームも少ない状況となっております。

(※3) 住まいの教室

住まいが人間に身近で影響力のある環境であること、また、健康や家族関係、家庭経済、子供の様、自然を取り入れた生活等を考慮した住まいづくりを、クイズや映像を通して共に学ぶ会であります。



住宅事業の説明を事業系統図によって示すと次のようにになります。



(※4) マルトミ協業会

マルトミホーム株式会社と永年一緒に仕事をしてきた業者の集まりであります。各業者がそれぞれに得意分野を持っており、住宅事業部が業務を委託しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

令和3年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
28[4]	44.6	2.9	3,538

セグメントの名称	従業員数(名)
木材事業	23[2]
住宅事業	4[1]
全社(共通)	1[1]
合計	28[4]

(注)1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、給与総額(通勤手当、基準外賃金)及び賞与を含んでおります。
3. 平均年間給与には、臨時雇用者の給与は含まれておりません。
4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度(令和2年5月1日～令和3年4月30日)におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症蔓延二年目に突入し、景気の減速が進み、国民の多くは自粛疲れの中にあります。また、在宅勤務、リモート化によって、今までの生活様式が変わりつつあります。日本国内はコロナ禍にありますが、一方、米国及び中国はともに経済回復の途上にあり、世界経済をけん引しつつあります。

このような経済状況の中、住宅業界におきましては、令和2年の新設住宅着工戸数は815,340戸で前年比9.9%減であります。持家が前年比9.6%減、賃貸が同10.4%減となっております(国土交通省総合政策局建設経済統計調査室「建築着工統計調査報告令和2年計」)。コロナ禍で、将来への不安から住宅着工戸数は減少傾向にあるものの、住まいやリフォームの底堅い需要を感じさせます。

世界経済が米国や中国の内需に支えられているため、木材資源がそれらの国に集中し、日本が買えない状況にあります。供給量が減少しているために木材価格が高騰するという、いわゆる「ウッドショック」現象が生じております。昭和48年のオイルショック時の価格を凌駕するような木材価格になってきております。木材価格の高値継続は、長期的には木材業界の健全化につながると考えておりますが、短期的には木材を調達できない業者が出てくる等の影響が生じる可能性もあります。

このような状況の下、当社は、コロナ禍の影響を受けつつも、人員や設備の増強等積極的な事業展開を行うことによって、売上高の減少を最小限にとどめることができました。また、公益財団法人東京都中小企業振興公社の令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急対策設備投資支援事業の申請等により助成金収入として営業外収益を計上したため、経常利益を増加させることができました。

これらの結果、当事業年度における売上高は1,579,968千円(前年同期比3.2%減)、営業利益は18,265千円(前年同期比33.2%減)、経常利益は18,161千円(前年同期比119.6%増)、当期純利益は10,440千円(前年同期当期純損失11,669千円)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 木材事業

当セグメントにおきましては、近年の取組みである、木材小売業者への販売から、ビルダーや建設会社、工務店への販路変更及び販路拡大路線を、当事業年度におきましても踏襲いたしました。タモ、チーク等の高級材の受注は若干減少しましたが、一般材及び一般的な造作材の売上は維持することができました。その結果、売上高(商品売上高)は1,450,134千円(前年同期比4.0%減)、営業利益は98,442千円(前年同期比10.1%減)となりました。

② 住宅事業

当セグメントにおきましては、コロナ禍においても「住むこと、「生活することに底堅い関心を持っている層のリフォームの仕事を、地域密着で拾いあげることに成功しました。また、前事業年度から注力している不動産業者や不動産管理会社等へのBtoB事業の受注も増加させることができました。その結果、売上高(完工工事高)は129,834千円(前年同期比6.5%増)、営業利益は6,002千円(前年同期比14.5%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、134,570千円で、前事業年度末に比べ60,124千円の増加となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は86,353千円(前事業年度は87,011千円の減少)となりました。これは主に、仕入債務の増加額54,886千円、減価償却費31,118千円の非資金項目の調整等で資金が増加した一方で、たな卸資産の増加額144,411千円、売上債権の増加額41,117千円等で資金が減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は215,930千円(前事業年度は192,821千円の減少)となりました。これは主に、定期預金等の払戻による収入14,160千円等で資金が増加した一方で、有形固定資産の取得による支出194,543千円、定期預金等の預入による支出26,150千円等で資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は362,383千円(前事業年度は249,281千円の増加)となりました。これは主に、長期借入金の純増加額429,450千円等で資金が増加した一方で、短期借入金の純減少額56,238千円等で資金が減少したことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
木材事業	1,230,899	93.0
住宅事業	88,321	101.4
合計	1,319,220	93.6

(注)1. 金額は、仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当事業年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、木材事業については、商品等の受注から納品までの所要時間が短いため、常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため記載を省略しております。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
住宅事業	116,753	88.1
合計	116,753	88.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
木材事業	1,450,134	96.0
住宅事業	129,834	106.5
合計	1,579,968	96.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

① 経営方針

当社は、木材事業において「木を哲学する企業」を宣言し、また、住宅事業においては「幸福を生む住まいづくり」を理念としております。木材という自然素材と住環境を、人間の生活の中に調和させていくことが、当社の経営方針であります。お客様第一主義を貫き、全てのステークホルダーに信頼される企業を目指し、事業活動を行ってまいります。

今般のコロナ禍による世界全体の影響の中で、当社は、これらの二つの理念をまさに具現化する機会と考えております。木材とは、樹木という自然由来の建築資材であります、木材が社会的役割を今こそ發揮すべき時になっております。木材は、飛沫対策においても、アクリル板等と比較すると、ウイルスが付着した場合の生存時間が短いと言われております。また、木材は「フィトンチッド」という抗菌性のある芳香物質を出しており、これも木材の存在意義を高める要因となっております。住宅においても、いわゆる「三密」の一つの要素である「密閉」が問題視されております。この問題に関して、当社は一貫して「高気密・高断熱」住宅に反対してきており、自然換気、通気こそが人間の生活に最も重要な室内換気であると考え、それを実践してまいりました。このコロナ禍の中で、当社が従来主張してきたことが正しかったということを実感しております。今後もこれを実践し、普遍的な価値に基づいた、木をふんだんに使った住まいづくりに邁進していくことこそが、当社の変わらぬ経営方針であります。また、令和3年6月の取締役会において、SDGs宣言を内外に発信することを決定いたしました。上記の企業理念を実践するには、SDGs宣言は不可欠なものと考えております。

② 中長期的な戦略

ポストコロナの日常生活が、「新常態」と言われるような全く新しいものになることが予測されます。「三密」と呼ばれる「密集」、「密着」、「密接」という人間の関係性を根本的に問いかけるものになっていくと思われます。そういう事態にあるからこそ、「健康」、「生命の尊重」、「家族の調和」といった普遍的な価値観が、行き過ぎた市場主義を是正する価値観になっていくものと考えられます。

このような価値観と親和性のあるものが、木材を中心とした自然素材であります。この木材を、建築資材の流通といったBtoBのビジネスモデルの中ではなく、「健康」、「生命の尊重」、「家族の調和」といった価値観を具現化する住まいづくり及びリフォームの中に落とし込んでいくことが、当社の重要な戦略であります。

コロナ禍での受注減少は、当社の事業の中で、資材の販売や造作プレカット事業が主要な事業であることを物語っております。木材及び木質建材の新価値創造をエンドユーザーに直接展開するために、ネット販売を強化いたします。また、ものづくり補助金等を活用して、加工能力、技術の整備、向上をはかってまいります。

長期的には、川上の木材輸入・調達から川下の住まいづくりへの一貫システムを、より強固なものにしていく所存であります。そのために、M&Aや同業他社との事業提携も積極的に推進してまいります。

また、当事業年度より住宅事業において木造規格住宅販売(いわゆる建売販売)を開始いたしました。首都圏においては、住宅を欲する底堅いニーズがあるにもかかわらず、地価が高いため「建売」以外の選択の余地が少ないのも事実であります。当社が長年培ってきた注文住宅のノウハウと、木材業者としての提案力を、「建売」の中に落としこんでいくことで差別化をはかり、小規模ながら、住宅事業の成り立つ場面をつくってまいります。

(2) 経営環境

① 木材事業の環境

いわゆる「ウッドショック」による木材価格の高騰は、木材業界に大きな打撃を与えております。供給網の変化により、既存取引が成り立たなくなり、廃業や倒産へ進む業者も出てくる可能性もあります。また、木造住宅でありながら、「ウッドレス」化していくことも懸念材料の一つであります。当社は、この「ウッドショック」による木材価格の高騰は長期的に木材業界の健全化につながると考え、高品質の木材を適正価格で流通させてまいります。

② 住宅事業の環境

首都圏の地価が高い上に、木材及び建築資材の価格が高騰しているのが、住宅事業の現状であります。既存の注文住宅やリフォームの事業だけではなく、不動産もからめた木造規格住宅の販売に注力し、新たなニーズに対応してまいります。

(3) 対処すべき課題

当社は、中長期的な成長と事業のリスク分散の観点から、下記の課題について取り組む必要があると考えております。

① 経営管理体制の強化

当社は、企業規模拡大の基礎となる経営管理体制、コーポレート・ガバナンスをより強化し、事業運営上の問題点の把握、コンプライアンスの徹底、適切な情報開示やIR活動に取り組むことが、企業価値の向上につながるものと認識しております。また、積極的にSDGs宣言を内外に示し、来るべき時代の企業の在り方を模索してまいります。

② 人材の育成及び確保

経営資源の重要要素である人材については、社員教育や研修制度の充実、社内コミュニケーションの活性化、適材適所での潜在能力の発揮等を推進し、一人当たりの生産性向上を図ります。

また、事業拡大に伴い、中途採用による増員、技能実習生の受入れの継続、中堅社員及び管理職の育成、ヘッドハンティングにも努めてまいります。特に住宅事業におきましては、有資格者の登用及びリフォーム分野での技能実習生導入も考えております。

さらに、新卒を入れることによって、中途採用による補完型人事だけではなく、当社の将来を担う幹部社員の育成にも力を入れてまいります。

③ 既存事業の深化

当社は、木材事業と住宅事業の二つのセグメントを持っております。

木材事業におきましては、造作プレカットにおける加工能力を高めてまいります。従来は、個人住宅向けや小規模店舗の造作が主体ですが、学校や施設等「非住宅」向けの加工能力を発展させ、新しい顧客を創造してまいります。今日の「ウッドショック」を単なる供給不足による木材価格の高騰と認識するのではなく、木材が持続可能な資源として社会に流通し続けるために、日本だけではなく地球の環境を整備保存するための必要なコストと考え、適正価格での流通を行ってまいります。

住宅事業におきましては、新規顧客を開拓しつつ、依然からの顧客に対しては、不動産の処分等の分野でも積極的に関わっております。また、従来は、BtoCの住まいづくり、リフォームというビジネスモデルでありましたが、不動産管理会社との提携の中で、BtoBの新しいビジネス領域にも進出してまいります。また、規格化木造住宅の販売を通じて、当社の強みである、木材をふんだんに使用した、住む人がくつろげる安心の住宅づくりを志向してまいります。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようないわゆるリスクがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 木材市況に関するリスクについて

木材事業は、国内の木材店・建材店等を通じて、又は直接、各地のビルダーや工務店に幅広く木材・建材等の資材を供給しております。従って、何らかの要因により住宅着工戸数が大幅に変動した場合及び取扱商品の市況並びに需給に急激な変動があった場合は、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 海外輸入に関するリスクについて

当社は、仕入の約 20 パーセントを中国・台湾からの輸入に依存しております。それらの国家間で紛争や大規模自然災害等が起こった場合、当社の事業の継続において影響を及ぼす可能性があります。

(3) 外国為替変動に関するリスクについて

当社は、仕入の約 20 パーセントを中国・台湾からの輸入に依存しており、当社が為替リスクを負っている外貨建取引における影響のほか、邦貨建取引においても円高時の価格引下げ要求等、間接的な影響を受ける可能性があります。その結果、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 在庫に関するリスクについて

当社は、造作プレカットの生産拠点である首都圏サービスセンターを中心に、木材等の在庫を持っております。しかし、景気動向や木材市況の変動等により、在庫の管理費用の拡大やたな卸資産の評価損等が発生する場合があります。その場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 木材の資源枯渇及び規制に関するリスクについて

当社は、国内外から木材を仕入れております。木材は自然素材であり、樹種によっては伐採の拡大によって資源が枯渇したり、伐採に関して規制がかかたりする可能性があります。その場合には、当社の計画遂行が困難になり、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 経営成績の季節変動に関するリスクについて

当社の顧客である建設会社やハウスメーカーの決算期は 3 月であることが多いため、工事の完成は 3 月に集中しております。このため、新年度の建設にかかる土地の取得は 4 月以降に開始されることが多く、木材、資

材の販売及び納入はそれ以降にずれ込むことが多くなっております。以上より、当社の上期は売上が伸びず営業赤字になる傾向があり、事業年度後半に進むにしたがって売上及び利益が拡大していくという季節による変動要因があります。

(7) 法規制に関するリスクについて

住宅事業では、「建設業法」に基づいて建設業者としての許可を受け、また、「宅地建物取引業法」に基づいて宅地建物取引業者としての免許を受けて事業を行っております。現在、これらの許可要件に欠格事由はありませんが、当社の申請が基準に適合しない場合、許可の取消等の行政処分が下される恐れがあり、そのような場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、その他、木材・住宅建設に関する国の政策変更や法改正、税率の変更等があった場合にも、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 人材の確保・育成に関するリスクについて

当社では、人材が重要な経営資源と考えており、事業の拡大に向け優秀な人材の確保が重要な課題となります。今後、計画通りに採用が進まなかつた場合には、当社の計画遂行が進まず、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、木材の特色を活かし適材適所の使用ができる職人の保持、育成が不可能な場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定人物への依存に関するリスクについて

当社の代表取締役社長である窪寺伸浩は、当社の経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。また、当社は金融機関からの借入について、同氏による債務保証を受けております。当社は、ノウハウの共有、人材の確保及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。

しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務遂行が困難となった場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 資金調達に関するリスクについて

当社は金融機関からの借入等により資金調達活動を行っております。安定的かつ効率的な資金調達活動に努めるなか、長期での資金調達や金利の固定化を行っておりますが、将来において金利の大幅な変動や経済環境の変化、株式市場の大幅な変動があった場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 設備投資に関するリスクについて

当社は、造作プレカットの拠点である首都圏サービスセンターを中心に加工機材等の設備投資を行っております。設備投資については、事前に収益性や投資回収の可能性について様々な観点から検討しておりますが、必ずしも確実に予期した成果が得られるという保証があるわけではなく、事業環境の急変等により予測と大きな乖離が生じた場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 組織再編等に関するリスクについて

当社は、事業強化及び拡大を目的として、組織再編やM&A、提携、売却等を行う可能性があります。これらを実行するにあたっては、リスク軽減のために入念な調査・検討を行いますが、実施後において偶発的な問題が発生する可能性や、また、当初予想していたほどの効果を得られなかつたり、投資金額を回収できなかつたりする可能性があります。その結果、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 住宅瑕疵担保責任保険に関するリスクについて

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により、住宅供給者は新築住宅において10年間の瑕疵担保責任を負っています。当社は、販売した物件に意図せざる瑕疵が生じた場合に備えるため、住宅瑕疵担保責任保険に加入しております。しかしながら、販売件数の増加に伴い、当社の品質管理に不備が生じた場合には、クレーム件数の増加や保証工事の増加等により、賠償額がかかる住宅瑕疵担保責任保険の補償金額を上回る可能性もあることから、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 個人情報等の管理に関するリスクについて

当社では、住宅の新築やリフォーム及びその検討をされるお客様をはじめとする様々な個人情報及び企業情報等を取り扱っております。これらの情報管理については、規程の整備や社員等への周知徹底に努めております。しかしながら、不測の事態によって個人情報等が漏洩した場合には、当社の社会的信用が低下し、また、その対応のための費用が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 自然災害及び感染症拡大に関するリスクについて

大きな自然災害や感染症の拡大等が発生した場合、商品の調達、流通及び販売において支障をきたし、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社の輸入先を含む海外におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている地域もあり、また、国内におきましても、影響が長引く懸念は払拭されておらず、収束までの期間が長引くことにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) J-Adviserとの契約に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかつたときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと。
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること。
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること。

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかつたとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

- (a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
 - イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
 - (b) 本条柱書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
- 当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii の2 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合。

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となつた場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されないと同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。)。
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたもの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権行使することができる数の株式に係る剩余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が当社の上場廃止を適当と認めた場合。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は1,604,099千円で、前事業年度末に比べ262,683千円増加しております。商品及び製品の増加95,839千円、現金及び預金の増加66,451千円、仕掛販売用不動産の増加55,804千円、売掛金の増加23,322千円、受取手形の増加13,873千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は570,189千円で、前事業年度末に比べ180,068千円増加しております。建物及び附属設備の増加195,505千円、建設仮勘定の減少51,000千円、機械装置及び車輌運搬具の増加28,780千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は960,933千円で、前事業年度末に比べ2,655千円増加しております。短期借入金の減少56,238千円、買掛金の増加34,229千円、支払手形の増加18,971千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は1,065,033千円で、前事業年度末に比べ429,571千円増加しております。長期借入金の増加435,779千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は148,323千円で、前事業年度末に比べ10,527千円増加しております。当事業年度の当期純利益10,440千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は1,579,968千円(前年同期比3.2%減)となりました。売上高の主な内訳は、木材事業における商品売上高1,450,134千円、住宅事業における完工工事高129,834千円であります。

(売上総利益)

当事業年度における売上総利益は356,587千円(前年同期比0.3%増)となりました。売上原価の主な内訳は、木材事業における商品売上原価1,135,061千円、住宅事業における工事原価88,321千円であります。その結

果、売上総利益の主な内訳は、木材事業における商品売上総利益315,073千円、住宅事業における完成工事総利益41,513千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は338,321千円(前年同期比3.1%増)となりました。販売費及び一般管理費の主な内訳は、給料手当103,429千円、役員報酬34,240千円、減価償却費31,118千円、支払手数料29,080千円、地代家賃25,988千円であります。

(営業利益)

当事業年度における営業利益は18,265千円(前年同期比33.2%減)となりました。営業利益の主な内訳は、木材事業が98,442千円、住宅事業が6,002千円、報告セグメントに帰属しない全社費用が営業利益ベースで△86,179千円であります。

(経常利益)

主に、助成金収入24,833千円、支払利息28,276千円の計上により、当事業年度における経常利益は18,161千円(前年同期比119.6%増)となりました。

(当期純利益)

当事業年度における税引前当期純利益は18,161千円(前年同期税引前当期純損失2,925千円)となり、当期純利益は10,440千円(前年同期当期純損失11,669千円)となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 資本の財源及び資金の流動性

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、主として営業活動によるキャッシュ・フロー及び金融機関からの借入を源泉としております。また、設備投資等の長期資金需要につきましては、自己資金並びに金融機関からの借入等、金利コストの最小化を図れるような調達方法を検討しております。

第4【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、事業規模拡大のための設備等の充実、加工設備の増強等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当事業年度の設備投資の総額は250,895千円であり、セグメント別の設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 木材事業

当事業年度の主な設備投資は、首都圏サービスセンターにおける加工設備の増強、相模原支店の倉庫設備の拡充、本社の事務効率化のための設備導入を中心とする総額57,090千円の投資を実施しました。その主な内訳は、機械装置及び車輌運搬具39,726千円、建物及び附属設備10,425千円、リース資産4,972千円、工具、器具及び備品1,967千円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 住宅事業

当事業年度の主な設備投資は、住宅事業部の事務所の老朽化に対する耐震性及びセキュリティの強化、職場環境の改善等を目的とした事務所の建替えを中心とする総額193,806千円の投資を実施しました。その主な内訳は、建物及び附属設備193,294千円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

令和3年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)								従業員 数(名)
			建物及び 附属設備	構築物	機械装置 及び車輌 運搬具	工具、 器具 及び備品	リース 資産	建設 仮勘定	土地 (面積m ²)	合計	
本社 (東京都 中野区)	—	本社機能	747	—	—	2,060	4,979	1,623	—	9,409	7 (1)
相模原支店 (神奈川県 相模原市 中央区)	木材	土地、 事務所、 倉庫 及び車輌	33,029	7,889	0	67	17,760	—	43,063 (1,941.10)	101,808	6 (1)
首都圏サービ スセンター (埼玉県さいた ま市南区)	木材	倉庫、 加工設備 及び車輌	19,898	—	45,145	359	2,247	—	—	67,649	10 (1)
横浜販売所 (神奈川県 川崎市幸区)	木材	車輌	—	—	—	0	—	—	—	0	1
住宅事業部 (東京都 大田区)	住宅	土地及び 事務所	210,413	—	0	1,620	—	—	106,000 (126.31)	318,033	4 (1)

(注)1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

4. 上記の他、主要な賃借設備としては以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	従業員数 (名)	当事業年度における 賃借料(千円)
本社 (東京都中野区)	—	事務所及び 駐車場	7 (1)	5,913
相模原販売所 (神奈川県相模原市中央区)	木材	駐車場	6 (1)	385
首都圏サービスセンター (埼玉県さいたま市南区)	木材	事務所及び 社員寮	10 (1)	10,254
横浜販売所 (神奈川県川崎市幸区)	木材	事務所	1	7,080
住宅事業部 (東京都大田区)	住宅	事務所及び 駐車場	4 (1)	2,356

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (令和3年4月30日)	公表日現在発行数(株) (令和3年7月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,910,000	5,751,600	2,158,400	2,158,400	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	7,910,000	5,751,600	2,158,400	2,158,400	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成31年4月24日 (注)1	180,000	2,158,400	9,000	107,000	9,000	51,950
令和元年7月19日 (注)2	—	2,158,400	—	107,000	△13,141	38,809

(注)1. 有償第三者割当 発行価格100円 資本組入額50円
主な割当先 トヨーマテリア㈱

2. 令和元年7月18日開催の第14回定時株主総会決議により、令和元年7月19日を効力発生日として、資本準備金の額51,950,000円のうち13,140,777円を減少し、減少後の資本準備金の額を38,809,223円とし、減少する資本準備金の額13,140,777円につきましては、その他資本剰余金に13,140,777円を振り替えております。

(6) 【所有者別状況】

令和3年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	4	4	—	27	35	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	600	350	—	20,634	21,584	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	2.78	1.62	—	95.60	100.00	—

(注) 自己株式5,000株は、「個人その他」に50単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

令和3年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
窪寺 伸浩	東京都中野区	1,366,400	63.45
窪寺 真理	東京都中野区	282,000	13.10
山下 直	東京都渋谷区	112,000	5.20
窪寺 和子	東京都中野区	40,000	1.86
山崎 邦利	東京都港区	40,000	1.86
横尾 紀雄	東京都豊島区	40,000	1.86
トーヨーマテリア株式会社	東京都港区赤坂七丁目6番38号	30,000	1.39
七戸 淳	東京都港区	22,000	1.02
伊藤 純一	東京都狛江市	20,000	0.93
佐竹 康峰	東京都世田谷区	20,000	0.93
西野 信夫	千葉県八千代市	20,000	0.93
計		1,992,400	92.52

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和3年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,153,400	21,534	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,158,400	—	—
総株主の議決権	—	21,534	—

② 【自己株式等】

令和3年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) クボデラ株式会社	東京都中野区野方四丁目44番 10号	5,000	—	5,000	0.23
計	—	5,000	—	5,000	0.23

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	5,000	—	5,000	—

3 【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を経営上の重要な政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回、剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保金の確保のため実施しておりません。内部留保金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月
最高(円)	—	—	90
最低(円)	—	—	90

(注)1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 第14期及び第15期については、売買実績がありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	令和2年11月	令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月	令和3年4月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注)1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 令和2年11月、12月、令和3年1月、2月、3月及び4月については、売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性7名、女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	窪寺 伸浩	昭和36年4月22日	昭和60年4月 昭和62年4月 平成7年8月 平成17年7月	丸宇木材市充(㈱)入社 クボデラ(㈲)入社 同社代表取締役就任 マルトミホーム(㈱)(現当社)設立、代表取締役社長就任(現任)	注(3)	注(5)	1,366,400
取締役	住宅事業部長	窪寺 真理	昭和38年9月12日	昭和61年4月 平成5年7月 平成10年3月 平成18年3月 平成29年4月 令和3年6月	ユニチャーム(㈱)入社 クボデラ(㈲)入社 同社取締役就任 マルトミホーム(㈱)(現当社)取締役就任(現任) 経営管理室長 住宅事業部長(現任)	注(3)	注(5)	282,000
取締役	管理部長	榎本 稔	昭和52年11月11日	平成12年4月 平成20年11月 平成25年1月 平成25年9月 平成26年9月 令和元年7月	日本ユニコム(㈱)入社 日産センチュリー証券(㈱)入社 ㈱フロンティアエージェンシー入社 岩崎印刷(㈱)入社 クボデラ(㈲)入社 当社取締役就任、管理部長(現任)	注(3)	注(5)	1,000
取締役	木材事業部長	三河 博嗣	昭和40年2月23日	昭和58年6月 昭和62年6月 平成元年7月 平成5年10月 平成6年3月 平成29年8月 令和2年7月	田村精機工業(㈱)入社 ㈱わいたや入社 (㈲)上園加工入社 相模トヨ一住器(㈱)入社 ㈱北浜入社 当社入社 当社取締役就任、木材事業部長(現任)	注(3)	注(5)	—
取締役	—	山崎 邦利	昭和47年10月28日	平成8年4月 平成11年10月 平成16年2月 平成22年8月 平成27年3月 平成28年6月 令和元年7月	BASFジャパン(㈱)入社 モールドフロージャパン(㈱)入社 ファイナンシャルディストリクト(㈱)入社 ジブラルタ生命保険(㈱)入社 一般社団法人経営戦略推進機構 代表理事就任(現任) マルトミホーム(㈱)(現当社)監査役就任 当社取締役就任(現任)	注(3)	注(5)	40,000
監査役(常勤)	—	橋本 茂樹	昭和28年11月26日	昭和51年4月 平成24年6月 平成27年6月 令和3年3月 令和3年7月	大同信用金庫入庫 西京信用金庫理事就任 西京信用金庫専務理事就任 当社入社 当社監査役就任(現任)	注(4)	—	—
監査役(非常勤)	—	玉木 賢明	昭和29年1月24日	昭和63年4月 平成2年10月 平成4年5月 平成5年5月 平成30年3月	弁護士登録 千代田国際経営法律事務所入所 小島国際法律事務所入所 麹町総合法律事務所開設(共同経営) 玉木賢明法律事務所開設 所長就任(現任) 当社監査役就任(現任)	注(4)	注(5)	—
監査役(非常勤)	—	尾久土 公憲	昭和49年11月27日	平成12年9月 平成16年1月 平成30年3月	原田税務会計事務所入所 尾久土公憲税理士事務所開設 所長就任(現任) 資格の学校TAC税理士講座 講師就任(現任) 当社監査役就任(現任)	注(4)	注(5)	—
計								1,689,400

- (注)1. 取締役 山崎邦利は、社外取締役であります。
2. 監査役 玉木賢明及び尾久土公憲は、社外監査役であります。
3. 取締役 猪寺伸浩、猪寺真理、榎本稔、三河博嗣及び山崎邦利の任期は、令和3年4月期に係る定時株主総会終結の時から令和5年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役 橋本茂樹、玉木賢明及び尾久土公憲の任期は、令和3年4月期に係る定時株主総会終結の時から令和7年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 令和3年4月期における役員報酬の総額は、34,240千円を支給しております。
6. 取締役 猪寺真理は、代表取締役社長 猪寺伸浩の配偶者であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要な事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の目的達成に最も重要な課題のひとつと考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務であります。このため、当社は取締役会を中心とした経営監督・監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行っております。

② 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制の状況

1) 取締役会

当社の取締役会は取締役5名(うち1名は社外取締役)で構成されており、会社の経営上の意思決定機関として取締役会規程に基づき、経営方針やその他の重要事項について審議、意思決定を行うほか、取締役による職務執行状況を確認しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて、随時開催しております。また、監査役が取締役会に出席し、適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされています。

2) 監査役及び監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は3名(うち2名は社外監査役)で構成され、原則として毎月1回定期的に開催されております。また、監査役監査は年度計画に基づいて行われ、監査役会において報告、協議しております。各監査役は、取締役会への出席を含め、会社業務及び会計の監査を実施するとともに、取締役や代表取締役の業務執行を、適正性及び適法性の観点から監査しております。

3) 内部監査

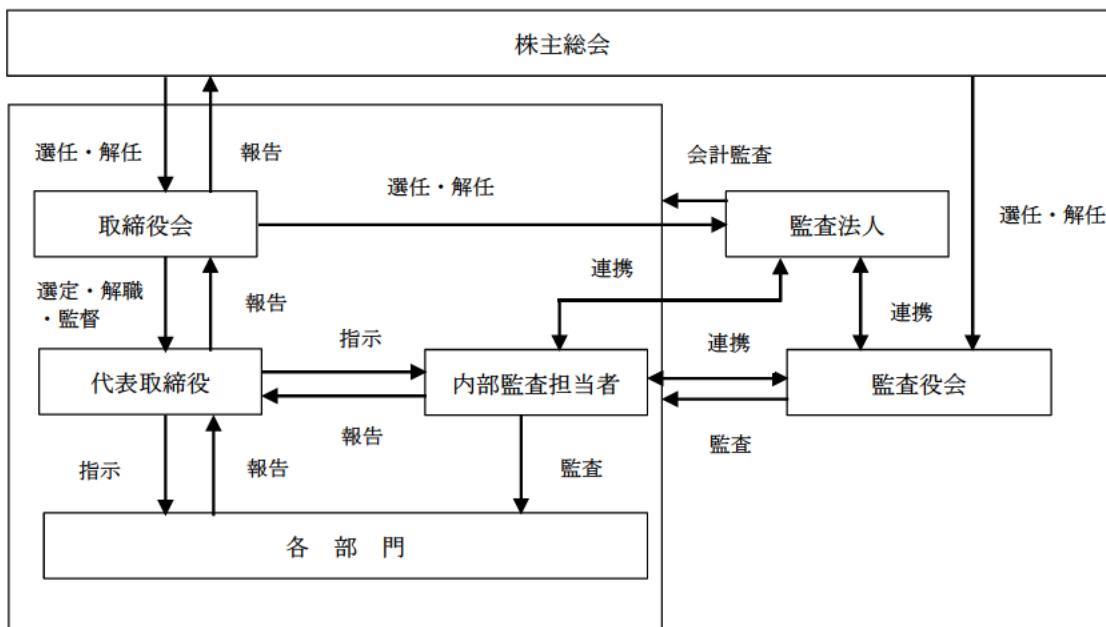
当社の内部監査は、住宅事業部を主管部署とし、担当者1名(住宅事業部)を配置して業務に関する監査を実施しております。また、住宅事業部に対する内部監査は管理部が実施しており、相互に牽制する体制をとっています。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者から社長に対し、報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、社長及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めております。

4) 会計監査

当社はPwC京都監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお令和3年4月期において監査を執行した公認会計士は齋藤勝彦氏、山本剛氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務に係る補助者は公認会計士4名、会計士試験合格者1名、その他3名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



③ 内部統制システムの整備の状況

当社では、取締役会規程、業務分掌規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑤ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	非金銭 報酬等	
取締役(社外取締役を除く。)	28,860	28,860	—	—	—	6
監査役(社外監査役を除く。)	2,500	2,400	100	—	—	1
社外役員	2,880	2,880	—	—	—	3

(注)1. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は、平成30年7月19日開催の第13回定時株主総会において、年額100,000千円と定められております(使用人兼務取締役の使用人給与分は含みません。)。また、株主総会決議による監査役の報酬限度額は、平成30年7月19日開催の第13回定時株主総会において、年額5,000千円と定められております。

2. 対象となる役員の員数には、当事業年度中に取締役を退任した者も含まれております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社では、社外取締役1名を選任しております。他社で経営に携わったり、当社で監査役を務めてきたりした経験に基づいた経営並びに当社の事業に関する高い見識を活かし、多角的な視点から取締役会及び重要な会議に出席し、有意義な助言や意見をいただいております。

当社には、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針はありませんが、社外の人間を招聘するにあたり、知識、見識を持ち、公平な立場で意見具申していただける人を基本に人選しております。

なお、当社社外取締役の山崎邦利氏は、当社株式の一部を保有しているほか、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が代表理事を務める一般社団法人経営戦略推進機構と当社の間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

当社では、社外監査役2名を選任しております。これまでの経歴や見識等に基づいた財務・会計並びに法律に関する高い専門性を活かし、多角的な視点から取締役会及び重要な会議に出席し、経営監視機能を果たしております。また、監査役は、内部監査担当者と定期的な情報交換を行うとともに、監査法人と意見交換を行っております。

当社には、社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はありませんが、社外の人間を招聘するにあたり、知識、見識を持ち、公平な立場で意見具申していただける人を基本に人選しております。

なお、当社社外監査役の玉木賢明氏及び尾久土公憲氏は、当社との間には人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利害を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当事業年度(令和2年5月1日から令和3年4月30日まで)の財務諸表について、PwC京都監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 247,165	※1 313,616
受取手形	※1 102,885	※1 116,759
売掛金	275,936	299,258
完成工事未収入金	1,156	7,154
商品及び製品	693,427	789,266
未成工事支出金	8,194	1,427
仕掛販売用不動産	—	※1 55,804
未収消費税等	3,020	9,763
その他	12,970	14,781
貸倒引当金	△3,338	△3,729
流動資産合計	1,341,415	1,604,099
固定資産		
有形固定資産		
建物及び附属設備	89,122	※1 292,841
減価償却累計額	△20,541	△28,754
建物及び附属設備(純額)	68,581	264,087
構築物	9,109	9,109
減価償却累計額	△610	△1,221
構築物(純額)	8,499	7,889
機械装置及び車両運搬具	86,951	113,306
減価償却累計額	△70,586	△68,161
機械装置及び車両運搬具(純額)	16,365	45,145
工具、器具及び備品	7,300	9,779
減価償却累計額	△4,192	△5,673
工具、器具及び備品(純額)	3,108	4,106
土地	※1 149,063	※1 149,063
建設仮勘定	52,623	1,623
リース資産	47,685	52,657
減価償却累計額	△17,658	△27,671
リース資産(純額)	30,028	24,986
有形固定資産合計	328,267	496,899
無形固定資産		
ソフトウェア仮勘定	—	5,280
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	0	5,280

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
投資その他の資産		
長期性預金	22,121	27,801
出資金	4,133	4,633
敷金及び差入保証金	6,582	9,803
長期前払費用	5,988	3,567
保険積立金	6,704	7,492
繰延税金資産	1,270	1,713
固定化営業債権	※2 25,707	※2 23,630
その他	2,203	2,225
貸倒引当金	△12,854	△12,854
投資その他の資産合計	61,854	68,010
固定資産合計	390,121	570,189
資産合計	1,731,536	2,174,288

(単位:千円)

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	203,066	222,036
買掛金	76,250	110,479
工事未払金	15,824	17,511
短期借入金	※1・※3 398,536	※1・※3 342,298
一年内返済予定の長期借入金	※1 233,901	※1 227,572
リース債務	10,009	10,858
未払費用	15,702	14,187
未払法人税等	1,997	7,175
その他	2,994	8,817
流動負債合計	958,278	960,933
固定負債		
長期借入金	※1 613,181	※1 1,048,960
リース債務	22,281	16,072
固定負債合計	635,462	1,065,033
負債合計	1,593,740	2,025,965
純資産の部		
株主資本		
資本金	107,000	107,000
資本剰余金		
資本準備金	38,809	38,809
資本剰余金合計	38,809	38,809
利益剰余金		
利益準備金	4,000	4,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△11,669	△1,229
利益剰余金合計	△7,669	2,771
自己株式	△300	△300
株主資本合計	137,840	148,280
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△44	43
評価・換算差額等合計	△44	43
純資産合計	137,796	148,323
負債純資産合計	1,731,536	2,174,288

②【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
売上高		
商品売上高	1,510,789	1,450,134
完成工事高	121,934	129,834
売上高合計	<u>1,632,723</u>	<u>1,579,968</u>
売上原価		
商品売上原価		
期首棚卸高	560,713	693,427
当期仕入高	1,322,939	1,230,899
合計	<u>1,883,653</u>	<u>1,924,326</u>
期末棚卸高	693,427	789,266
商品売上原価	1,190,226	1,135,061
工事原価	87,118	88,321
売上原価合計	<u>1,277,343</u>	<u>1,223,381</u>
売上総利益	355,380	356,587
販売費及び一般管理費	※1 328,047	※1 338,321
営業利益	<u>27,333</u>	<u>18,265</u>
営業外収益		
受取利息	33	38
受取配当金	81	60
保険金収入	—	165
助成金収入	2,185	24,833
受取手数料	959	960
その他	1,801	2,117
営業外収益合計	<u>5,058</u>	<u>28,173</u>
営業外費用		
支払利息	23,620	28,276
その他	503	0
営業外費用合計	<u>24,123</u>	<u>28,277</u>
経常利益	8,268	18,161
特別利益		
固定資産売却益	※2 1,660	—
特別利益合計	<u>1,660</u>	<u>—</u>
特別損失		
貸倒引当金繰入額	※3 12,854	—
特別損失合計	<u>12,854</u>	<u>—</u>
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△2,925	18,161
法人税、住民税及び事業税	8,700	8,202
法人税等調整額	44	△481
法人税等合計	8,744	7,721
当期純利益又は当期純損失(△)	△11,669	10,440

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日）

(単位:千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産額 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	107,000	51,950	51,950	4,000	△13,141	△9,141	—	149,809	△31	△31	149,778
当期変動額											
欠損補填		△13,141	△13,141		13,141	13,141		—			—
当期純利益又は当期純損失(△)					△11,669	△11,669		△11,669			△11,669
自己株式の取得							△300	△300			△300
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									△12	△12	△12
当期変動額合計	—	△13,141	△13,141	—	1,471	1,471	△300	△11,969	△12	△12	△11,982
当期末残高	107,000	38,809	38,809	4,000	△11,669	△7,669	△300	137,840	△44	△44	137,796

当事業年度（自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日）

(単位:千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産額 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	107,000	38,809	38,809	4,000	△11,669	△7,669	△300	137,840	△44	△44	137,796
当期変動額											
欠損補填											
当期純利益又は当期純損失(△)					10,440	10,440		10,440			10,440
自己株式の取得											
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									86	86	86
当期変動額合計	—	—	—	—	10,440	10,440	—	10,440	86	86	10,527
当期末残高	107,000	38,809	38,809	4,000	△1,229	2,771	△300	148,280	43	43	148,323

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△2,925	18,161
減価償却費	24,992	31,118
貸倒引当金の増減額(△は減少)	14,388	391
受取利息及び受取配当金	△113	△98
支払利息	23,620	28,276
売上債権の増減額(△は増加)	31,251	△41,117
たな卸資産の増減額(△は増加)	△140,748	△144,411
仕入債務の増減額(△は減少)	△271	54,886
未収消費税等の増減額(△は増加)	△1,571	△6,743
その他	774	3,496
小計	△50,604	△56,041
利息及び配当金の受取額	100	81
利息の支払額	△24,755	△25,684
法人税等の支払額	△11,751	△4,709
営業活動によるキャッシュ・フロー	△87,011	△86,353
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金等の預入による支出	△32,030	△26,150
定期預金等の払戻による収入	16,801	14,160
有形固定資産の取得による支出	△177,262	△194,543
有形固定資産の売却による収入	1,792	472
無形固定資産の取得による支出	—	△5,280
投資有価証券の取得による支出	△2,000	—
貸付金の回収による収入	50	—
その他	△172	△4,589
投資活動によるキャッシュ・フロー	△192,821	△215,930
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	865,920	787,850
短期借入金の返済による支出	△761,580	△844,088
長期借入れによる収入	413,300	1,204,877
長期借入金の返済による支出	△258,476	△775,427
自己株式の取得による支出	△300	—
その他	△9,583	△10,829
財務活動によるキャッシュ・フロー	249,281	362,383
現金及び現金同等物に係る換算差額	△250	24
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△30,801	60,124
現金及び現金同等物の期首残高	105,247	74,446
現金及び現金同等物の期末残高	※ 74,446	※ 134,570

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 未成工事支出金

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(3) 仕掛販売用不動産

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物及び附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び附属設備	6～50年
構築物	15年
機械装置及び車両運搬具	2～8年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. キヤッショ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金(流動資産) 3,729千円

貸倒引当金(固定資産) 12,854千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。貸倒引当金の金額の算出に用いた主要な仮定は、上記のとおり、債権の区分と貸倒実績率であります。また、新型コロナウイルス感染症の影響については、前事業年度において1年程度続くとの仮定のもとに貸倒引当金を計上いたしましたが、当事業年度において回収延滞額の増加は見られませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響はさらに1年程度は続くものの、回収延滞額の大幅な増加とはならないとの仮定のもと貸倒引当金を算定しております。当該金額は現時点の最善の見積りであるものの、取引先の財政状態の評価や売上債権の滞留状況を含む回収可能性の検討については、経営者の判断を伴うものであり、それらの状況の変化または新型コロナウイルス感染症の影響の深刻化によっては、翌事業年度以降の財務諸表において認識する貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 1,713千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異等を使用できるだけの課税所得等が稼得される可能性が高いと見込まれる範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の金額の算出に用いた課税所得等の稼得に関する主要な仮定は、売上高の予測であります。売上高の予測は、取締役会で承認された予算を基礎として行っており、予算作成にあたっての仮定として、新型コロナウイルス感染症の影響がさらに1年程度続くものと想定しております。当該金額は現時点の最善の見積りであるものの、当社の業績や経営環境の変化または新型コロナウイルス感染症の影響の深刻化によっては、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

令和4年4月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際会計審議委員会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものであります。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対する他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

令和4年4月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において未定であります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定化営業債権の増減額」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「売上債権の増減額」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「売上債権の増減額」56,958千円、「固定化営業債権の増減額」△25,707千円は、「売上債権の増減額」31,251千円として組み替えております。

(追加情報)

当社では、貸倒引当金及び繰延税金資産等の会計上の見積りについては、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。前事業年度において、新型コロナウイルス感染症の影響が1年程度続くとの仮定のもとで、貸倒引当金等の会計上の見積りを会計処理に反映しておりましたが、当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がさらに1年程度続くとの仮定のもとで、貸倒引当金及び繰延税金資産等の会計上の見積りを会計処理に反映しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、翌会計年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
現金及び預金	75,104千円	75,109千円
受取手形	8,511千円	7,152千円
仕掛販売用不動産	一千円	42,000千円
建物及び附属設備	一千円	190,998千円
土地	149,063千円	149,063千円
計	232,678千円	464,322千円

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
短期借入金	164,000千円	142,000千円
一年内返済予定の長期借入金	84,825千円	67,601千円
長期借入金	226,323千円	391,227千円
計	475,148千円	600,829千円

※2 固定化営業債権

通常の回収期間を超えて未回収となっており、回収に長期を要する債権(売掛金)であります。

※3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
当座貸越限度額 及び貸出コミットメントの総額	230,000千円	180,000千円
借入実行残高	151,800千円	142,150千円
差引額	78,200千円	37,850千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
役員報酬	32,790千円	34,240千円
給料手当	100,912千円	103,429千円
減価償却費	24,992千円	31,118千円
販売費に属する費用及び一般管理費に属する費用のおおよその割合は以下のとおりであります。		
販売費	75.3%	75.5%
一般管理費	24.7%	24.5%

※2 固定資産売却益の内容は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
機械装置及び車両運搬具	1,660千円	一千円

※3 貸倒引当金繰入額の内容は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
固定化営業債権	12,854千円	一千円

(注) 貸倒引当金繰入額の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響が1年程度続くとの一定の仮定のもとで、その臨時性も鑑み固定化営業債権に対して設定したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,158,400	—	—	2,158,400
合 計	2,158,400	—	—	2,158,400

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	—	5,000	—	5,000
合 計	—	5,000	—	5,000

(変動の事由の概要)

令和元年8月9日の取締役会決議による自己株式の取得 5,000株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,158,400	—	—	2,158,400
合 計	2,158,400	—	—	2,158,400

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	5,000	—	—	5,000
合 計	5,000	—	—	5,000

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
現金及び預金	247,165千円	313,616千円
預入期間が3か月を超える定期預金	172,719千円	179,046千円
現金及び現金同等物	74,446千円	134,570千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

前事業年度（自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日）

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、配送車輌(車輌運搬具)及び受発注管理システム用サーバ(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日）

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、配送車輌(車輌運搬具)、倉庫設備(附属設備)及び受発注管理システム用サーバ(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
1年内	3,341千円	4,919千円
1年超	6,145千円	7,408千円
合計	9,486千円	12,327千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、完成工事未収入金及び固定化営業債権は、顧客の信用リスクに晒されています。

営業債務である支払手形、買掛金及び工事未払金は1年以内の支払期日であります。借入金については、主に営業取引及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金及び完成工事未収入金等については、経常的に発生しており、各事業部門における担当者及び管理部が、所定の手続きに従って定期的に債権の回収状況のモニタリングを行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告等を行っております。

② 市場リスク(為替等の変動リスク)の管理

為替の変動リスクについては、隨時為替の動きをチェックした上で、個別の案件ごとに対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務である買掛金及び工事未払金等については、各事業部門からの報告に基づき、管理部が月次単位で適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください)。

前事業年度(令和2年4月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	247,165	247,165	—
(2) 受取手形	102,885	102,885	—
貸倒引当金(※)	△559	△559	—
	102,326	102,326	—
(3) 売掛金	275,936	275,936	—
貸倒引当金(※)	△2,778	△2,778	—
	273,158	273,158	—
(4) 完成工事未収入金	1,156	1,156	—
(5) 未収消費税等	3,020	3,020	—
(6) 長期性預金	22,121	22,116	△5
(7) 固定化営業債権	25,707	25,707	—
貸倒引当金(※)	△12,854	△12,854	—
	12,854	12,854	—
資産計	661,799	661,794	△5
(1) 支払手形	203,066	203,066	—
(2) 買掛金	76,250	76,250	—
(3) 工事未払金	15,824	15,824	—
(4) 短期借入金	398,536	398,536	—
(5) 未払法人税等	1,997	1,997	—
(6) 長期借入金(一年内返済予定を含む)	847,082	782,619	△64,463
(7) リース債務(一年内返済予定を含む)	32,290	31,144	△1,146
負債計	1,575,045	1,509,435	△65,610

(※) 受取手形、売掛金及び固定化営業債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(5) 未収消費税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 完成工事未収入金

貸借対照表計上額は、帳簿価額から、これに対応する貸倒引当金を控除した後の金額を記載しております。また、貸倒引当金は、貸倒実績率及び個別の回収可能性による回収不能見込額に基づき計上しており、貸倒引当金控除後の帳簿価額と近似していることから、当該価額によっております。

(6) 長期性預金

預金の合計額を、新規に同様の預金を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 固定化営業債権

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は前事業年度末における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 工事未払金、(4) 短期借入金、(5) 未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金(一年内返済予定を含む)、(7) リース債務(一年内返済予定を含む)

元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当事業年度(令和3年4月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	313,616	313,616	—
(2) 受取手形	116,759	116,759	—
貸倒引当金(※)	△559	△559	—
	116,199	116,199	—
(3) 売掛金	299,258	299,258	—
貸倒引当金(※)	△3,169	△3,169	—
	296,089	296,089	—
(4) 完成工事未収入金	7,154	7,154	—
(5) 未収消費税等	9,763	9,763	—
(6) 長期性預金	27,801	27,800	△2
(7) 固定化営業債権	23,630	23,630	—
貸倒引当金(※)	△12,854	△12,854	—
	10,776	10,776	—
資産計	781,399	781,397	△2
(1) 支払手形	222,036	222,036	—
(2) 買掛金	110,479	110,479	—
(3) 工事未払金	17,511	17,511	—
(4) 短期借入金	342,298	342,298	—
(5) 未払法人税等	7,175	7,175	—
(6) 長期借入金(一年内返済予定を含む)	1,276,533	1,148,264	△128,269
(7) リース債務(一年内返済予定を含む)	26,930	26,312	△618
負債計	2,002,961	1,874,075	△128,886

(※) 受取手形、売掛金及び固定化営業債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(5) 未収消費税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 完成工事未収入金

貸借対照表計上額は、帳簿価額から、これに対応する貸倒引当金を控除した後の金額を記載しております。また、貸倒引当金は、貸倒実績率及び個別の回収可能性による回収不能見込額に基づき計上しており、貸倒引当金控除後の帳簿価額と近似していることから、当該価額によっております。

(6) 長期性預金

預金の合計額を、新規に同様の預金を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 固定化営業債権

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当事業年度末における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 工事未払金、(4) 短期借入金、(5) 未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金(一年内返済予定を含む)、(7) リース債務(一年内返済予定を含む)

元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	令和2年4月30日	令和3年4月30日
出資金	4,133	4,633
敷金及び差入保証金	6,582	9,803

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(令和2年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	247,165	—	—	—
受取手形	102,885	—	—	—
売掛金	275,936	—	—	—
完成工事未収入金	1,156	—	—	—
長期性預金	—	22,121	—	—
合計	627,142	22,121	—	—

固定化営業債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

当事業年度(令和3年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	313,616	—	—	—
受取手形	116,759	—	—	—
売掛金	299,258	—	—	—
完成工事未収入金	7,154	—	—	—
長期性預金	—	27,801	—	—
合計	736,787	27,801	—	—

固定化営業債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注4) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(令和2年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	398,536	—	—	—	—	—
長期借入金(一年内返済予定を含む)	233,901	178,893	109,904	67,444	49,380	207,560
リース債務(一年内返済予定を含む)	10,009	9,764	7,257	3,482	1,440	338
合計	642,446	188,657	117,161	70,926	50,820	207,899

当事業年度(令和3年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	342,298	—	—	—	—	—
長期借入金(一年内返済予定を含む)	227,572	159,421	136,927	99,848	91,300	561,464
リース債務(一年内返済予定を含む)	10,858	8,351	4,576	2,534	612	—
合計	580,728	167,772	141,503	102,381	91,912	561,464

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員への退職金の支給に備えるため、新東京木材商業協同組合の退職金制度に加入しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
退職金制度への拠出額	737千円	772千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	5,098千円	5,234千円
未払事業税	89千円	434千円
その他有価証券評価差額金	19千円	一千円
小計	5,206千円	5,668千円
評価性引当額	△3,936千円	△3,936千円
繰延税金資産合計	1,270千円	1,732千円

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	－千円	19千円
繰延税金負債合計	－千円	19千円
繰延税金資産純額	1,270千円	1,713千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
法定実効税率	－%	30.62%
(調整)		
住民税均等割	－%	3.91%
交際費等永久に損金に算入されない項目	－%	8.92%
その他	－%	△0.94%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	－%	42.51%

(注) 前事業年度において、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、東京都において、賃貸用のビル(土地を含む。)を有しております。

令和3年4月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位:千円)

		前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
貸借対照表計上額	期首残高	－	－
	期中増減額	－	254,562
	期末残高	－	254,562
期末時価		－	254,562

(注)1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、当事業年度の主な増加は、賃貸用のビルの取得(255,165千円)であります。

3. 期末の時価は、新規に取得したものであり、時価の変動が軽微であると考えられるため、貸借対照表計上額をもって時価評価しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績の評価をするため、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 報告セグメントに属する商品及びサービスの種類

「木材事業」は、主に木材及び木質建材の輸入卸売を行っております。

「住宅事業」は、主に注文住宅やリフォームの提供を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日）

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	財務諸表 計上額
	木材事業	住宅事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,510,789	121,934	1,632,723	—	1,632,723
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,510,789	121,934	1,632,723	—	1,632,723
セグメント利益	109,470	5,242	114,712	△87,379	27,333
セグメント資産	1,683,631	41,635	1,725,266	6,271	1,731,536
セグメント負債	1,571,873	19,870	1,591,743	1,997	1,593,740
その他の項目					
減価償却費	23,574	1,418	24,992	—	24,992
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	36,079	160,199	196,278	—	196,278

(注) 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△87,379千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額6,271千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に未収消費税等であります。
- (3) セグメント負債の調整額1,997千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、未払法人税等であります。

当事業年度（自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日）

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	財務諸表 計上額
	木材事業	住宅事業	合計		
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,450,134	129,834	1,579,968	—	1,579,968
計	1,450,134	129,834	1,579,968	—	1,579,968
セグメント利益	98,442	6,002	104,444	△86,179	18,265
セグメント資産	1,754,838	405,955	2,160,793	13,495	2,174,288
セグメント負債	1,635,023	382,290	2,017,313	8,652	2,025,965
その他の項目 減価償却費 有形固定資産及び無形 固定資産の増加額(注)2	28,744 57,090	2,374 193,806	31,118 250,895	—	31,118 250,895

(注)1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△86,179千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額13,495千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に未収消費税等であります。
 - (3) セグメント負債の調整額8,652千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、主に未払法人税等であります。
2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の増加額は含めておりません。

【関連情報】

前事業年度（自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がいないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとのれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注1)	科目	期末残高(千円)
						事業上の関係				
役員	窪寺伸浩	—	—	当社代表取締役	63.5	債務被保証	債務被保証(注2)	1,217,942	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	(株)大日建設(注3)	東京都中野区	20,000	建設業	なし	なし	住宅事業部事務所の建設の発注(注4)	45,000	—	—

(注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社の借入債務に対し、窪寺伸浩氏が債務保証を行っております。なお、当該債務保証に、保証料の支払いは行っておりません。

3. 当社役員窪寺伸浩の近親者が議決権の過半数を所有しております。

4. 数社からの見積りを勘案して発注先と価格を決定しており、支払条件は第三者との取引条件と比較して同等であります。

当事業年度（自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注1)	科目	期末残高(千円)
						事業上の関係				
役員	窪寺伸浩	—	—	当社代表取締役	63.5	債務被保証	債務被保証(注2)	1,402,131	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	(株)大日建設(注3)	東京都中野区	20,000	建設業	なし	なし	住宅事業部事務所の建設の発注(注4)	180,000	—	—

(注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社の借入債務に対し、窪寺伸浩氏が債務保証を行っております。なお、当該債務保証に、保証料の支払いは行っておりません。
3. 当社役員窪寺伸浩の近親者が議決権の過半数を所有しております。
4. 数社からの見積りを勘案して発注先と価格を決定しており、支払条件は第三者との取引条件と比較して同等であります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
1株当たり純資産額	63円99銭	68円88銭
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	△5円41銭	4円85銭

(注)1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△11,669	10,440
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△11,669	10,440
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,156,650	2,153,400

(重要な後発事象)

資金の借入について

1. 令和3年4月30日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入を行っております。

(1) 資金の借入の内容

① 借入日	令和3年5月6日
② 金額	50,000千円
③ 金利	年2.00%
④ 借入期間	5年
⑤ 貸付人	西京信用金庫 沼袋支店
⑥ 担保状況	代表取締役による被保証
⑦ 資金使途	運転資金
⑧ 当社との関係	資本関係、人的関係、取引関係はありません。

(2) 今後の見通し

今回の資金の借入による業績に与える影響は軽微であります。

2. 令和3年5月20日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入を行っております。

(1) 資金の借入の内容

① 借入日	令和3年5月21日
② 金額	46,800千円
③ 金利	年2.70%
④ 借入期間	1年
⑤ 貸付人	東京東信用金庫 江古田支店
⑥ 担保状況	代表取締役による被保証、土地
⑦ 資金使途	運転資金
⑧ 当社との関係	資本関係、人的関係、取引関係はありません。

(2) 今後の見通し

今回の資金の借入による業績に与える影響は軽微であります。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物及び 附属設備	89,122	203,719	—	292,841	28,754	8,213	264,087
構築物	9,109	—	—	9,109	1,221	610	7,889
機械装置及び 車輌運搬具	86,951	39,726	13,371	113,306	68,161	10,800	45,145
工具、器具 及び備品	7,300	2,479	—	9,779	5,673	1,481	4,106
土地	149,063	—	—	149,063	—	—	149,063
建設仮勘定	52,623	1,271	52,271	1,623	—	—	1,623
リース資産	47,685	4,972	—	52,657	27,671	10,013	24,986
有形固定資産計	441,853	252,166	65,641	628,378	131,479	31,118	496,899
無形固定資産							
ソフトウェア 仮勘定	—	5,280	—	5,280	—	—	5,280
電話加入権	0	—	—	0	—	—	0
無形固定資産計	0	5,280	—	5,280	—	—	5,280

(注)1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物及び附属設備 住宅事業部の事務所建替えによる増加 193,294千円

首都圏サービスセンターの改修による増加 10,425千円

機械装置及び車輌運搬具 首都圏サービスセンターの加工機6台導入による増加 39,726千円

工具、器具及び備品 事務機器12台導入による増加 2,479千円

建設仮勘定 本社の事務所改修による増加 1,271千円

リース資産 相模原販売所の倉庫機能拡充による増加 4,972千円

ソフトウェア仮勘定 受発注システムの機能拡充による増加 5,280千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械装置及び車輌運搬具 車輌10台売却による減少 13,371千円

建設仮勘定 住宅事業部事務所建替えによる建物及び附属設備への振替 52,271千円

3. 長期前払費用については、直接法を採用しておりますので、貸借対照表の減価償却累計額の数値には含まれておりません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	398,536	342,298	1.9	—
一年内返済予定の長期借入金	233,901	227,572	1.8	—
一年内返済予定のリース債務	10,009	10,858	—	—
長期借入金(一年内返済予定のものを除く。)	613,181	1,048,960	1.8	令和4年～令和37年
リース債務(一年内返済予定のものを除く。)	22,281	16,072	—	令和4年～令和7年
合計	1,277,908	1,645,760	—	—

(注)1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(一年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は、次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	159,421	136,927	99,848	91,300
リース債務	8,351	4,576	2,534	612

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	16,191	391	—	—	16,582

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	528
預金	
当座預金	824
普通預金	113,683
郵便貯金	6
外貨預金	6,625
定期預金	186,851
定期積金	5,100
計	313,088
合計	313,616

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
㈱平成建設	19,740
㈱茨城木材相互市場	14,242
㈱東集	9,892
新協商事㈱	8,947
マルカ木材(㈱)	7,260
その他	56,678
合計	116,759

期日別内訳

期日	金額(千円)
令和3年5月満期	41,217
令和3年6月満期	40,177
令和3年7月満期	28,833
令和3年8月満期	6,532
合計	116,759

③ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)プリンシパルホーム	34,023
(株)平成建設	13,415
(株)茨城木材相互市場	10,283
(株)オープンハウス・アーキテクト	10,258
正建(株)	9,520
その他	221,760
合計	299,258

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{(B)}$
					2 365
275,936	1,644,348	1,621,026	299,258	84.4	63.8

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

④ 商品及び製品

区分	金額(千円)
木材	776,818
神棚・上棟セット	12,448
合計	789,266

⑤ 未成工事支出金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
京浜住器(株)	395
道又工務店	320
清水塗装(株)	125
中野設備	105
(株)早川金物店	84
その他	397
合計	1,427

⑥ 仕掛販売用不動産

区分	金額(千円)
土地	42,000
工事外注費	8,910
経費	4,894
合計	55,804

⑦ 長期性預金

区分	金額(千円)
定期預金	12,601
定期積金	15,200
合計	27,801

⑧ 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
丸宇木材市壳(株)	30,544
トヨーマテリア(株)	27,704
(株)ジュー・テック	26,439
ジャパン建材(株)	19,814
(株)シー・エス・ランバー	18,306
その他	99,229
合計	222,036

期日別内訳

期日	金額(千円)
令和3年5月満期	91,932
令和3年6月満期	85,939
令和3年7月満期	42,449
令和3年8月満期	1,716
合計	222,036

⑨ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
丸宇木材市壳(株)	11,661
トヨーマテリア(株)	11,193
(株)シー・エス・ランバー	10,403
(株)丸八木材商事横浜	10,052
(株)ジュー・テック	8,226
その他	58,945
合計	110,479

⑩ 工事未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
正建株	3,850
(有)坪木塗装	2,747
(有)阿部行伸堂	1,873
ソガベ硝子工業株	1,199
(有)日本ユニット	1,003
その他	6,839
合計	17,511

⑪ 短期借入金

区分	金額(千円)
株商工組合中央金庫	100,000
西京信用金庫	95,000
東京東信用金庫	67,000
株りそな銀行	42,150
株きらぼし銀行	18,700
その他	19,448
合計	342,298

⑫ 長期借入金(一年内返済予定を含む)

区分	金額(千円)
西京信用金庫	645,459
東京東信用金庫	171,521
株日本政策金融公庫	148,000
株常陽銀行	85,887
株商工組合中央金庫	80,229
その他	145,437
合計	1,276,533

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	4月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新株交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://kubodera.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めています。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年7月30日

クボデラ株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤 勝彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 剛 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクボデラ株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クボデラ株式会社の2021年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる

十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。